

建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準

1 物的要件

次の機械器具を有すること	
	電気ドリル及びシャー又はニブラ (ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。)
	内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)
	電子天びん又は化学天びん (1mg以上の分解能を有するものに限る。)
	コンプレッサー
	集じん機
	真空掃除機

2 人的要件(ダクト清掃作業監督者)

空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当すること。	
ダクト清掃作業監督者講習会(又は再講習)を修了し、修了した日から6年を経過しない者	
建築物環境衛生管理技術者免状を有する者	
引き続き、その者を監督者として再登録を受けようとする場合は、ダクト清掃作業監督者講習会を修了し、修了した日から6年を経過しないこと	

3 作業従事者の研修要件

	従事する者の全員が受講できるものであること(原則1回以上/年)
	事業主又は登録団体が実施主体となって定期的に行われるものであること
	研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
	その指導に当たる者が、 の内容を指導するのに適当と認められる者であること。

4 維持管理の方法等に係る要件

	ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
	清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
	清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
	清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
	空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
	空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者

	の業務の方法が から までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
	建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと